

中野区教育委員会会議録 平成26年第17回定例会

○開会日 平成26年5月30日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時13分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	古 川 康 司
副参事(幼児施策調整担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長 小 林 福太郎

教育長 田 辺 裕 子

○傍聴者数 14人

○議事日程

[議決案件]

- (1) 第17号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項

- (2) 事務局報告事項

- ① 平成27年度使用中野区立小学校教科用図書採択に係る教科書展示会の実施について（指導室長）
- ② 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について（指導室長）

中野区 教育委員会
第17回定例会
(平成26年5月30日)

午前 10 時 00 分開会

小林委員長

おはようございます。

教育委員会第 17 回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

ここでお諮りをいたします。

本日の事務局報告事項の 2 番目「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」は、非公開での報告を予定しています。

したがって、事務局報告事項の 2 番目の報告の前に会議を一旦休憩して、先に傍聴者発言の時間を設け、その後事務局報告事項の 2 番目の報告を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、そのように会議を進めることに決定をいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

小林委員長

議決案件第 17 号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第 17 号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」、ご説明をいたします。

本議案の提案理由でございますが、補償基礎額、こちらを改定する必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、別の資料、教育委員会資料でご説明をしますので、そちらをごらんください。

まず 1 番目、この条例の目的でございますが、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校

薬剤師の公務災害補償、療養補償、休業補償などがございますが、こちらの補償の範囲、金額、支給方法などの必要事項を定めているものでございます。

2番目、今回の改正理由ですが、都の職員の給与に間する条例の一部を改正する条例の施行を踏まえまして、休業補償や傷病補償の算定の基礎となつてございます補償基礎額について改正をするものでございます。

3番目、改定の内容でございますが、記載の①から⑥のとおり、経験年数別にそれぞれ金額を変更いたします。

⑤と⑥の学校医及び学校歯科医、つまり経験年数20年以上の学校医及び学校歯科医につきましては引き上げ、それ以外につきましては全て引き下げとなつてございます。

なお、①の経験年数5年未満の場合でございますけれども、こちらは学校薬剤師のみの変更となつてございますが、これは学校医及び学校歯科医は給与改定がなかったために変更しないというものでございます。

4番目、新旧対象表は後ほどごらんください。

5番目、実施時期でございますが、一部改正条例は公布の日から施行します。なお、経過措置がございますので、裏面でございますが新旧対照表をごらんください。

左側が改正案、右が現行でございますが、表の下のところの附則でございます。附則の第1項は、ただいまご説明したとおりでございます。

附則の第2項から第4項につきましては、この条例の適用日と施行日に日数の開きがあるために経過措置をそれぞれ設けているというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

基礎的なことを教えていただきたいのですけれども、中野区の学校医さんたちの補償額についてですけれども、これは東京都の職員給与に関する条例がもとになっているみたいですが、東京都の条例で都の職員の給与が変わると、連動して区のほうが変わるということになっているのか、その辺の関係を教えてもらいたいです。

副参事（学校教育担当）

東京都の職員の給与条例をもとに算定してございますが、まず経過をご説明しますと、平成13年度までは東京都におきましては、東京都の条例によりまして都内の公立学校、都

立学校とか区立学校の学校医等の公務災害補償の条例は1本でございました。

平成14年度からは各自治体での条例になりましたが、そういった経緯がございまして、東京都の都立学校の学校医の公務災害補償にかかる算定方法などと基準を合わせてやっているものでございまして、東京都の職員の給与条例の改定があるたびに、中野区の条例を改定するというものでございます。

大島委員

そうしますと、区は区での条例をつくってということにはなっていますけれども、都の条例が変わったときに、区は別なのだから区だけ変えないというわけにはいかないということなのですね。

副参事（学校教育担当）

実は23区の中では、東京都の条例とリンクといいますか、自動的に変わるようなつくりには、約半数がなっております。

中野区を含めまして半数は、直接はリンクしないのですが、先ほどの趣旨を踏まえまして、東京都内の公立学校の学校医等の公務災害補償につきましては、先ほどの経緯がございまして、東京都の条例が改正されたたびに中野区の条例も改正をするというものでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、これで質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、議決案件の審議は終了いたしました。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、5月23日の第16回定例会以降の委員の主な活動につきまして、一括して報告をいたします。

5月23日金曜日、新井小学校の訪問をいたしました。これには、全委員出席をいたしました。

この新井小学校の訪問でございますが、ご案内のとおり、先週は新井小学校を会場に地域での教育委員会を開催したところでございます。その後、教育委員全員で新井小学校の授業観察、実際に授業を参観させていただいて、学校の実態をより私どもも勉強させていただくということで、学校訪問を行ったという次第でございます。

私自身、改めて新井小学校の授業、それから給食の様子、一緒に児童と給食をともにするなど、短い時間でしたけれども、そういった貴重な時間を過ごさせていただきました。

5時間目、特別支援学級のこだま学級と通常学級との交流の授業がございました。子どもたちが中心となって非常に主体的に活動をしていたのが、大変印象的です。こういうときだけに単発で行うというよりも、日常から着実に、いわゆる特別支援教育をしっかりと充実させていっているという、一つのあらわれということで大変すばらしいと感じたところでございます。

そのほか、それぞれの授業を子どもたちが非常に一生懸命取り組んでいたというのが印象的ですし、また先生方もそれにこたえる形で、熱心に指導をしていただいたというのが、私どもにとっては大きな収穫というか、そういうものを見せていただいて、ありがたいと思いました。

それでは、私からの一括の報告は以上とさせていただきます。各委員から補足・質問・ご発言がありましたらお願いをいたします。

では渡邊委員、お願いいたします。

渡邊委員

私も5月23日、新井小学校の訪問に行かせていただきました。

今委員長よりお話がありましたように、新井小学校は固定級として特別支援学級の生徒さんが20名を超えるほどいらっしゃるということで、授業を見させていただいたところに新1年生と特別支援学級の交流会という、特別支援学級の固定級を持っている学校ならではの試みだろうと思っております。

その内容は非常によく研究されていて、とてもいいことだと思っておりますけれども、必ずしもどこでも、ではやりましょうと言ってできるものでもないですし、特別支援学級

の子どもたちをある一定の数集めて、そこで固定級として成り立つということも非常に難しい問題と感じて、これからいろいろと、中野区としても特別支援学級の取り組みをやっているわけですがけれども本当に難しく、子どもたちにとってどういう形が一番いいのかをこれからも考えていかなければいけないと感じさせられた一日でした。

また、食事も子どもたちと一緒に給食を食べさせていただきまして、給食の内容とか、子どもたちの様子とかを見させていただきました。

ほかの給食を食べたことはないのですが、中野区の給食はとてもおいしいです。そういったことも、一般にどこよりもおいしいとかと言うのではなく、食べておいしいという給食が出ているのでほっとしました。

新井小学校は、ほかの委員の方からもいろいろとご報告があると思いますのでこの辺で終わりにしますけれども、もう1点、5月24日土曜日なのですが、大和小学校で「おやじの会」という、PTA以外にお父様方が集まって有志で行っている会、その中でサマーキャンプに並ぶ大きなイベントとして、どじょうつかみ大会をいうのをさせていただいています。

プールを開放させていただいて、どじょうを放してという。僕が大和に子どもがいたとき以前から始まって、幾つかメディアにも取り上げられたイベントなのですが、今回もJCNで取材に来られて、多分あすだったと思うのですが、31日に放送の予定です。もしご興味のある方は見ていただきたいと思います。

当日集まった子どもたちは170名弱ぐらいということで、正式にはわかっていませんが、近くのほとんど全ての保育園から子どもたちが遊びに来て、一緒に参加されたということで、数は正確に把握できていないのですが、各幼稚園、保育園から来ていました。だから小中連携とも言っていますけれども、幼稚園と小学校の連携にも、こういったことのイベントを通じて、父兄同士とか、学校の様子をうかがったりということで、とてもいいイベントだったと思っています。

また、そのイベントの中ではどじょうつかみ用のどじょうと食べるどじょうとに分けて、1キロ分だけ別枠でとって、それをそこでお父さん方がポテトフライとかほかのものを同時に揚げて、子どもたちに振る舞いました。

1キロのどじょうと、これぐらい大きなボウルのフライドポテトが三つ、あっという間になくなっていくので、子どもたちのすごさを感じました。私も一つぐらいもらおうかと思ったのですが、皆が群がっているので、そこに一緒になって群がるのはいかなものか

と思ひまして、一口も食べられなかったのですけれども、それぐらいとても人気があつて楽しいイベントになっておりましたし、お父様方もかなり多くの方が参加されておりました。

また、大和小学校を離れた先生も駆けつけていただきまして、そのイベントの重要性、子どもたちと離れてからの触れ合いなどもされてとてもいい機会であつたと思ひます。

もう1点ですけれども、四中の生徒たちがボランティアでお手伝いに来ておりました。多分10名ぐらい来ていたと思ひますけれども、必ずしも大和小学校の卒業生でない子どもたちも来ておりました。

あと、広報がおくれてしまったせいもあるのですけれども、啓明小学校のPTAの方もちょっと参加されたようで、ですから、今度一緒になる小学校のお母さん方とPTAとの交流、そしてまた小中の関連ということで、こういった学校行事外のイベントその他等でPTAが交流していただく機会があつたというのは非常にいいことだと思ひますので、ほかの学校でもこういった、別の形でもいいのですけれども、そういった取り組みをしていくことで、小中または幼稚園・小学校の連携とか、また統廃合される学校同士の連携などがうまくとれるといいと思ひました。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

小林委員長

では大島委員、お願いします。

大島委員

5月23日は、午前中新井小学校での教育委員会、午後が新井小の授業視察ということだったので、本當に皆落ちついて、楽しそうに授業をやつていて、すごく充実しているという感じがしました。

それから今渡邊委員がおっしゃつた、特別支援学級と通常級の1年生の交流の授業もやつておりましたけれども、一緒に同じ歌を歌つたりして、すごく楽しそうで、本當に新井小学校ならではの楽しい企画だと思つたりしておりました。

それでその間の給食は、私は3年生の教室で食べたのですけれども、本當においしくて、昔の私たちの給食とは隔世の感だと思つたのです。御飯も山菜がいろいろと入っている炊き込み御飯で、私は体重も気にしているのですから少し残すつもりだったので、生徒さんに「残しちゃだめ」と一喝されたので、勢いで全部食べてしまつたりしたので、すごく給食の時間に皆いろいろな話をしてくれて、とても楽しかったです。

時間的に順序が逆になりますけれども、午前中の教育委員会は特別支援教育の現状と今

後のあり方についての協議ということで、平成 28 年度からは仕組みを変えて、今までは在籍校から児童が通級の指導の学校に、生徒さんが週に 1、2 回ぐらい通うという制度だったのですけれども、今度は生徒さんがいる学校に先生が指導に来るといふ、そういう体制にしようといふことで、今教育委員会で考えているわけですが、そういうことも踏まえて、皆さんの、父兄の方のご意見も伺いたいといふような意図もあって、そういうテーマにしたのです。たくさんの方が傍聴に来てくださって、そしていろいろ有益な意見を言ってくくださって、そういう制度が変わることへの期待もあるのですが、かなり不安がたくさんあるようで、今度指導の内容が、今は充実してやっただいてはいるけれども、そういう充実した内容が維持できるのだろうかといふ、単に親が送迎しなくてよくて、楽になるといふだけのことでは意味がないけれども、どうなのだろうかといふ不安とか、今特別支援学級が設置されていない学校にも理解を深めてほしいし、通常学級の保護者の方にももっと理解を深めてほしいとか、いろいろな意見が出て本当に参考になったし、私たちがそういう意見も十分踏まえて、考えていかなければいけないと考えさせられたところでは。

以上です。

小林委員長

では、高木委員をお願いします。

高木委員

5 月 23 日金曜日午後、私も新井小の授業視察に参加いたしました。

給食は 2 年生のクラスと一緒に食べまして、私は小学生と一緒に食べるのは好きなので。中学生は思春期ですので、二言三言話して、なかなか会話が續かないので、向こうから話しかけてくれますから、非常に精神年齢が近いのか、話しやすかったです。

ただ、私はお恥ずかしいのですが、非常に好き嫌が多いので、小学生のころよく給食が食べられなくて残されて、その嫌な思い出がよみがえって、当日のメニューが山菜おこわ、いり鳥、野菜のおひたし、冷凍ミカン、牛乳で、ノーマークで食べられるのは牛乳と冷凍ミカンだけなので、野菜は苦手なのですが、教育委員でもありますし、50 歳なので飲み込みました。

まずくなかったです。多分おいしいのだと思うのですが、苦いのとかが苦手なので、子どもたちが元気いっぱい食べているのを見ると、やはり食べなくてとは。残さないというのは、すごく大切なことだと思いました。

午後の授業視察は、例えば3年生で、2クラスを3クラスに分けて少人数で授業をやっている、特に3年生、九九も終わって3年生になるとだんだん数学的な概念が入ってきますので、最初につまずきやすいところを三つに分けてやるというのは、非常にいいことだと思います。

ただ、74人を3クラスにすると、少人数とはいっても二十数人なので、何とかもうちょっと小さくできたらいいとは思いますが、でも授業としては非常にうまくやっていたと思います。

あと、先ほどほかの委員からも報告がありましたが、こだま学級との交流授業があつて、非常にいいことだと思っております。

昨日5月29日ですが、午後にキッズ・プラザ緑野に行きまして、本学国際短期大学の学生がキッズ・イングリッシュということで、キッズ・プラザの子どもたちに英語を教える、英語で遊ぶ企画1時間というので、引率して行ってまいりました。

時間的に2時45分スタートなので、黄色い帽子をかぶった1年生のお子さんたちだけ、しかもまだキッズ・プラザには来ない時間帯でして、キッズ・プラザに来ている子どもたちは20名ぐらいいたのですが、そのうちの半分ぐらいと学生3人が英語を使って名前を言うとか、「きょうの天気はクラウディー」とか、歌を歌うとかということで楽しく過ごしました。

所長さんには、学長さんはお父さんみたいな目で温かく見ていましたねと後で言われて、そうなんだなと思ったのですが、今回彼女たちは初陣でして、2年生初めての実習で、これから月1キッズ・プラザの緑野と江古田と、そのほかに授業の中で江古田小学校と緑野小学校をやらせていただくのですが、初めてとしては上々だったかなと思います。

ただ、多分実際の授業になってきて、2年生、4年生になってくると、自分の思ったとおりに子どもたちが動いてくれないとか、きのうの段階でも、子どもたちが不規則な発言をするので、すごく進行が戸惑っていて、ちょっとは先生の気持ちがわかったのではないかという気がしたのですが、そういったことをつないで、学生たちが成長させていていておっしゃると思っております。

私からは以上です。

小林委員長

では、田辺教育長。

教育長

5月23日の新井小学校での地域での教育委員会ですけれども、特別支援教育の現状と今後のあり方というテーマで協議したわけですけれども、特別支援教室と巡回指導の考え方を教育委員会できちんと協議したというのは、なかなかそんなに回数がないのですけれども、今事務局の中でも、去年とかあるいはそれ以前から少しずつ検討を始めていて、今年度・来年度で仕上げ、平成28年度から実施をするということで、皆さんに少しずつPRをしているのですけれども、傍聴の方からさまざまな意見をいただいて、私たちもまだまだ検討が足りない、あるいはもっとPRをしていく必要もあるなと思ったところがあります。

先ほど大島委員からもありましたけれども、キャッチフレーズとしては「子どもが動く」から「先生が動く」に変わるのだということですけれども、それは決して本質をあらわしていないのだということが、保護者にとって本質を説明する材料にはなっていないのだということがわかりました。内容についてはこれから十分検討をさらにしていくわけですけれども、拠点となる学校での通級もありますし、各学校に行って巡回指導の教員と、それから学級担任とで連携しながら、特別支援教室という、各学校にある教室の中で、マンツーマンであったり、あるいは少人数で1人の先生が指導したりとかいうこともあったり、それから通常の学級担任が、それぞれそうした巡回指導の教員と一緒にやることでスキルアップをしていくというようなことで、実質的に特別支援教育の内容を充実していくものだというようなところが私たちもPRができていないと思いましたし、それから一人一人のお子さんにとって、その子に合った指導方法が選択できるのだということについて、さらに保護者の方にご理解いただくような努力をしていかなければいけないと思ひまして、非常に実りあるよい教育委員会だったと思っています。

それから昨日5月29日ですけれども、調布でアレルギーの事故がありまして、その後中野区教育委員会でもアレルギーに対する対応方針とか、マニュアルというようなものを整備して実施をしているのですけれども、昨日は教育委員会主催で全管理職、養護教諭や学級担任全職員含めて対処の研修をいたしました。教育センターで研修をしたのですけれども、100名近い教員や関係者が集まりました。

99人でしたか、なので36校で割れば1校当たり3人前後ということだと思ひのですけれども、内容が講義形式ではなくて、実際にアナフィラキシーショックを起こしたらどういふ対応をしなければいけないかということで、講師の先生が医師会の小児科医会理事の小池先生が講師になってくださったのですけれども、講師自らアナフィラキシーショック

になった子ども役になって、研修生が担任役になって、こうなったらどうするんだと言ったら、とりあえず寝かせますとやったのですけれども、寝かせるにしても吐かないように横に向かせるとかというようなこととか、それからすぐ隣の教室にいる教員を呼んできなさいということだけれども、自分が行ってしまいそうになったのを引きとめて、子どもに呼びに行かせるとかいうことで、具体的にほかの子たちがショックを受けるので、その子たちは隣の教室に移しなさいとか、それからアナフィラキシーになったお子さんは動かさないで、とにかく嘔吐したりとか漏らしたりとかいうことも、その場でやらせなさい。とにかく目を離さないで、動かさないで、容態が急変するのを確認しなさいということをおっしゃって、それからエピペンを打つ訓練をしたのですけれども、子どもは恐怖で暴れているので、足のひざの関節に乗って、足を動かさないようにする。それから手をこういうふうにして、もう1人の教員が手を上げたその手首を持って、子どもが体を完全に動かさないようにしてエピペンを打って、薬が確かに入る5分ぐらいやれと言っていましたけれども、そういうことを具体的に指導してくださいました。

とにかく、変わったからといって大丈夫かと思うけれども、やってやり過ぎることはないから、急変したらすぐエピペンを打て。エピペンを持っていない子は救急車をすぐ呼べ。救急車を呼んで怒られることはあっても、命にはかえられないからというようなことで、すごくわかりやすい説明がありました。

それで、AEDもすぐに持って来いという話で、AEDの訓練もしていただいたということで、各学校多分2人から3人しかいないのですけれども、学校に戻って、即学校の中で集団でこういうロールプレイの研修ができるような、そういう実践につながる研修で、私も見ていて非常にわかりやすかったし、いい研修だったと思っています。

その先生のお話によりますと、アレルギーのお子さんとはとにかく年々ふえていて、3歳以下のお子さんですと20%、2割ぐらいのお子さんがアレルギーがあるのだそうですけれども、だんだん成長に伴って、アレルギーは少しずつ消えていくのですけれども、全国的に見ると4%ぐらいのお子さんが小中学生でアレルギーを持っているということなのですけれども、学校教育担当でアンケート調査をした結果だと中野区には6%ぐらいいて、それで除去食対応のお子さんも、学校によっては30人ぐらいいるとのことなので、この辺についてもアレルギーの対応方針やマニュアルはつくったのですけれども、今後これがさらにふえていく可能性もあるとしたら、教育委員会としてもさらなる対応策というのを考えていく必要もあると思いました。

とてもいい研修を受けさせていただきました。医師会の先生方もありがとうございました。

以上です。

渡邊委員

今、教育長の報告にありましたアレルギーの実習ですけれども、東京都からのアレルギーのマニュアルの中に、最後のほうに実習形式のシミュレーションみたいなことを各学校でやるようにという指導内容が、ことしから入っていたような気がするのですけれども、ぜひこの機に3人ずつでも2人でも来ていただいた方が、それを元に本当に各校で自分たちで同じような実習をすることで、初めてすそ野が広がっていくわけですから。

その実習に全員来いと言われてもなかなか来られないわけで、それを持って帰って、東京都で指針が出ていると思うのですけれども、それに準じてそういった、恥ずかしいのですけれども、消防隊とか救急のときには、要は頭が動くのではなく、体が動かなければどうにもならないので、ぜひそういったことを各学校でもやっていただきたいと思います。

これはお願いします。

小林委員長

よろしいでしょうか。

今、さまざまな報告がございましたが、先週の地域での教育委員会は34名の方に傍聴をしていただいたということで、今報告の中にもございましたように、巡回指導の本格実施に向けて、いろいろな方々の貴重なご意見をいただいて、今後本格実施に向けてのさまざまな工夫というのでしょうか。改善策とか、いろいろ課題もかなり見えてきましたので、そういう意味では有意義だったと思っております。

ほかにご発言よろしいですか。

(発言する者なし)

小林委員長

では、ないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

小林委員長

それでは、事務局報告事項の第1番目、「平成27年度使用中野区立小学校教科用図書の採択に係る教科書展示会の実施について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、平成 27 年度に使用いたします中野区立小学校教科用図書採択に係る教科書展示会の実施についてご報告をいたします。

この教科書採択につきましては、過日の教育委員会でも全体の流れとか、スケジュールその他についてご報告をしております。

展示会の実施についても報告をしていますが、期日が明確になりましたので、その点についてご報告をいたします。

まず、教科書展示会。会場は中野区立教育センターでございます。期間が 6 月 3 日火曜日から、6 月 26 日木曜日までということで、24 日間。これは法定展示の 14 日間に加えて、採択替えの当該年度については法定展示に先立って、10 日間の特別展示を行うということで、合わせて 24 日間の展示となります。

展示内容につきましては、小学校の教科用図書ということです。

この教育センター以外にも巡回展示ということで、そこにある四つの小学校の、旧地域生涯学習館において展示を行います。木曜日がスタートで、火曜日が終わりということで、移動日ということで水曜日がお休み、ただし日曜日、土曜日については実施をするという形でございます。

来ていただいて、見ていただいた方からのご意見ということで、3 番目のところがありますが、保護者及び区民からの意見聴取ということで、裏面にある用紙にご意見等を書いていただくという形になってございます。

観点は一応 3 点ですが、「区の子どもたちにとって、どのような教科書が望ましいか」、それから「採択に当たって教育委員会に望むこと」、「その他」ということでお書きいただく形になってございます。

一番最後の桃園小学校は、7 月 15 日という形になってございます。

このいただいた意見につきましては、選定調査委員会で議論をさせていただきたいと思っております。

報告は以上です。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

これは指導室長、以前にもこれについては報告があつて、日程が正式に決まったという

ことでの、きょうのご報告ということでもよろしいでしょうか。

指導室長

そのとおりです。

小林委員長

よろしいでしょうか。

本年度は、小学校の教科書採択ということで、私ども教育委員も責任を持って、しっかりと採択をしていきたいと思っておりますので、そのための一つの重要なご意見をいただくというようなことで、こういう展示会を開催しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、事務局報告の第2番目以外に事務局から報告事項がありましたらお願いをいたします。

指導室長

口頭で報告をさせていただきたいと思います。

平成25年度中に発生した都内の公立学校における体罰の実態把握について、先週東京都教育委員会が学校名等を出した形での報告がございますので、その点について報告をさせていただきたいと思います。

平成25年度に体罰に当たるものが、小学校については376校、それから中学校においては269校発生したということです。

前々回の教育委員会でも「研修について」で細かく、例えば体罰に当たるものとか、不適切な行為だとかでご報告をさせていただいたところなのですが、小学校では、その体罰に当たるものが42人該当者がいました。中学校については60人該当者がいたということなのですが、大変申しわけないのですが、中野区立の学校も該当があったということで、これは学校名も既にホームページで出ておりますので、ご報告をさせていただきます。

中野区立第八中学校と中野区立中野中学校で、それぞれ1件ずつ該当がございました。八中の場合には部活動中の事故、それから中野中においては授業中と、これは休み時間での事故でございました。

行為者は両方とも教員ということで、障害の有無はありませんということです。件数はそれぞれ1件ずつということで、これはホームページにも出ておりますので報告をさせていただきます。

報告は以上です。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

大島委員

復習になってしまうと思うのですけれども、中野区としては、この教員の方、あるいは校外のクラブの指導員とかそういう方も含めてですけれども、そういう教員たちに対しての研修といいますか、指導・教育といいますか、そういうことについてはどういうことをしているのかというのを、もう一度確認したいのです。

指導室長

前々回の本委員会でも報告をさせていただきましたが、まず年次研修、初任者から始めて2年次、3年次、それから職層研修ということで、生活指導主任研修とか主幹研修とかさまざまな研修会があるのですけれども、そういうところで体罰の防止だけではなく、人権尊重の教育という根本的なところに焦点を当てた研修を、必ず入れ込むことにしております。

それから管理職研修においても、管理職の側から学校で不適切な指導とか体罰が起こらないように、どういう点に配慮すべきかということも、管理職の研修においても行っているところであります。

前々回DVDを見ていただいたと思うのですけれども、ここ数年本当に大きな問題となつて、平成24年度と比べると平成25年度は体罰の発生件数は減っているのです。こういう研修が一定の成果を挙げていると都は評価をしていますが、やはりああいう形で具体的な、先ほどのアレルギーもそうなのですけれども、具体的な研修を重ねていくことで意識を高めていくとか、単線の生活指導ではなく、幾つかある中の選択をして、その状況に合った対応をするということのスキルアップをしていきたいと考えております。

渡邊委員

2校2件ですけれども、挙げられたということは非常に残念なことではありますけれども、この東京都の発表というのはことしからやられたわけではないですね。

再確認ですけれども、今回ではなく、発表されてからここ2、3年で中野区の発生状況というのはおわかりになりますか。

指導室長

学校名の公表をしたのは昨年度からです。昨年度は中野区は該当学校なしという形だっ

たのですが、今年度は2校ということでございます。

渡邊委員

車が走れば交通事故が起こるのもある程度仕方がないとは思いますが、限りなくゼロを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、これからどうぞご指導をよろしくお願い申し上げます。

小林委員長

体罰については前回もいろいろ報告があつて、私どもも認識を深めたところでありますけれども、学校教育法で禁止されているというだけではなく、今指導室長が言われたように、人権尊重、人権教育という視点からも、しっかりと教員に徹底していくということは大事であることは言うまでもないと思っております。

改めて、文部科学省の問題行動調査などを見ると、どの場面で体罰が行われたかというところ、中学校や高校は部活動が一番多いのですが、小学校の場合は当然のように授業中というのが多いわけで、当然共通した課題として、小中一緒に研修をするというのは大事ですが、場合によっては中学校の研修、小学校の研修というステージの違う部分で、具体的にやっていくのも一つの考えかなと感じたところでございます。

やはり発達段階の違う子どもたちに相對するときに、または部活動なのか授業中なのか、そういう部分もいろいろと実際に「想定しながら」というと、何か研修会を受けても人事のような、そういう受けとめ方をされてしまつてはいけないと感じたところであります。

ほかに、この件についてよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

それでは、事務局報告事項の2番目以外の報告までが終了いたしましたので、ここで傍聴者発言の時間を設けたいと思っております。

定例会を休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時05分再開

小林委員長

それでは、定例会を再開いたします。

ここで、傍聴の方に6月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせをいたします。

6月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりでございます。

後ほどお読み取りください。

続きまして、事務局報告事項の第2番目「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」の報告を行います。

ここでお諮りをいたします。

本件は人事に関する案件を取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定をいたしました。

それでは恐れ入りますが、傍聴の方につきましてはここで会場の外へのご退室をお願いいたします。

(傍聴者 退席)

(以下、非公開)

(平成26年第24回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

小林委員長

それでは、報告をお願いいたします。

指導室長

それでは「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」、ご報告をいたします。

これにつきましても、過日の教育委員会において全体の構成についてはご説明を申し上げたところなのですが、各部会の委員が決定をしておりますので、そのことを中心にご報告をいたしたいと思います。

まず設置目的ですが、その1番に書いてあるとおり、中野区立小学校教科用図書調査委員会調査研究会を設置するというので、5月9日から8月31日までということになっております。

委員の構成ですが、別紙をごらんください。各教科、国語、社会、算数、理科、生活科、音楽、図工、家庭科、保健体育という形になっておりますが、校長先生を委員長として、副校長、主幹教諭、主任教諭等が委員となっております。

この方々が、それぞれの教科について縦の、教科の軸で教科書をきちんと読んで、1枚

目のペーパーにお戻りいただきたいのですが、4番目の調査研究項目、内容、それから構成及び分量、表記表現、使用上の便宜、それから一番最後に特記すべき事項ということで、これらの観点に基づいて報告書を作成して、選定調査委員会に上げていくという形になってございます。

最終的には教育委員の皆様にも、それぞれの要点をご報告させていただくという形になってございます。

報告は以上です。

小林委員長

では、ただいまの報告につきまして質問等ご発言がありましたら、お願いをいたします。

渡邊委員

再度確認ですけれども、この委員のメンバーは各学校の校長先生、副校長、主幹教諭ということで、区内の全ての学校からの参加で、参加されていない学校とか偏りとか、そういうことはなく行われているのでしょうか。

指導室長

これは教科ごとの委員の方ですので、小学校の教員は全科という形になるのですが、それぞれ専門の教科や領域等を持っておりますので、校長会を通した研究会の中から、それなりにふさわしい方をピックアップしていただいております。

今おっしゃった各校を全部チェックしていないので、この後確認をいたしますが、それぞれの学校にも学校ごとに同じような調査研究の報告を求めておりますので、全ての学校からの意見は集約できる形になってございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

基本的な調査項目の3番目の「表記及び表現」の中の、二つ目の中黒の最後、「色の使い分け等の表現」のところですが、今現在公立学校では、いわゆる色覚の調査というのはやっていないと思うのですが、実際色覚に課題があるというお子さんはいると思うのです。

現状の教科書というのは、基本的には全部そういったものに配慮した形になっていて、それとは別に、見やすいかどうかというレベルで色の使い分けということなのではないでしょうか。それとも、そこを含めたような判断をしていくということなのではないでしょうか。

指導室長

今委員がおっしゃったように色覚について配慮した形で、教科書の検定自体も多分そういう形で進んでいると思うのですけれども、ここで言う「色の使い分け等」というのは以前に、例えば生活科の教科書とか、比較的写真とかイラストなどが多いような教科書で、同じ赤でもピンクでも、いろいろトーンが違うのです。全体的に見たときに、ちょっとこれはどうなのかという意見があったようにも記憶をしておりますので、全体の中で見やすさのところに入っていき、色の使い方と理解をしております。

高木委員

もう一つ用語の確認ですが、②の構成及び分量の中に、「単元（教材）」という表現がありまして三つ目の中黒で、「教科の特質に即した主要教材及び補助教材の取扱い」とあるのですが、この場合の教材というのは、例えば国語ですと、メインの物語なり小説なりがあつて、プラスそれを補足するような教材という理解でよろしいのですか。

いわゆる、ワークブックとかではないということの確認をしたいのです。

指導室長

おっしゃるとおりです。

メイン教材と補助教材との関係が適切なかどうかというところで、よく国語の説明文などでは、こういう学習をした後に発展的にもう少し長い説明文を学習するという構成になっているのですけれども、それがちゃんとつながっているのかというあたりで、ちょっとずれているのではないかというような意見が出ることもございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第17回定例会を閉じます。

午前11時13分閉会